

19個保審第2号  
平成20年2月15日

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会  
会長 木村俊夫



福岡県個人情報保護条例第6条の規定に係る電子計算組織の結合による  
個人情報の提供について (答申)

平成19年12月27日19公街第1372号により諮問のあった福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第6条第3号の規定に係る電子計算組織の結合による個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

記

事務の名称	インターネットのホームページによる屋外広告業者登録情報提供事務
所管課名	公園街路課
事務の目的	広告主などの第三者が、屋外広告物の表示又は設置を依頼する際、依頼する業者が登録業者であるか容易に確認することを可能とし、無登録業者の営業活動の防止及び排除を図る。
識別される個人の類型	福岡県屋外広告物条例(平成14年福岡県条例第35号)第24条の規定に基づき、福岡県知事の登録を受けた屋外広告業者である個人事業者
提供する個人情報の種類	(1)登録番号 (2)初回登録年月日 (3)登録有効期限 (4)商号、名称又は氏名 (5)法人・個人の別 (6)所在地(法人の主たる事務所又は個人の事業所) (7)県内で営業する営業所の名称、所在地
提供の相手方	県民等(インターネット利用者)
個人情報の取扱い	条例の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、インターネットのホームページにより県民等(インターネット利用者)に対して提供するものとする。 (1)ホームページによる個人情報の提供が事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2)ホームページによる個人情報の提供について、住民福祉の向上、住民負担の軽減になる等、公益上の必要が認められること。 (3)条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。 (4)ホームページによる個人情報の提供について、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5に規定する送信可能化を行う職員が限定されること。 (5)障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。 (6)障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。